

議案第 3 号

令和 6 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和6年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和6年度の財政融資資金の融通条件（令和5年12月21日決定）を下記のように改め、令和6年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記4 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和6年度における貸付けのうち37億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、300億円については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、852億円については、15年以内、711億円については、10年以内、286億円については、5年以内

2. 記6 株式会社国際協力銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和6年度における貸付けのうち3,266億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

3. 記11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付けイただし書中（ハ）を次のとおり改める。

（ハ）令和6年度における貸付けのうち1,661億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、329億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

4. 記16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付けイ（ハ）－（ii）を次のとおり改める。

（ii）物流出融資に係る貸付けについては、5年以内

ただし、令和6年度における貸付けのうち5億円については、20年以内、290億円については、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）、7億円については、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）

5. 記25を記26とし、記24を記25とし、記23の次に次のとおり追加する。

24 成田国際空港株式会社に対する貸付け

償還期限 15年以内（5年以内の据置期間を含む。）